

# 南丹市男女共同参画行動計画 ヒアリングシート

令和元年12月

## I 男女共同参画の意識づくり

### 重点課題1 男女共同参画の啓発

| 具体的施策            | 所管課   | 施策の内容   | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針  |
|------------------|-------|---|-----|--|
| (1) 広報・啓発活動の推進   |       |   |     |  |
| 1 多様な媒体を利用した情報提供 |       | ○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。  |     |  |
|                  | 人権政策課 |   | 実施  | ・お知らせなんたんや市ホームページにおいて、女性相談の広報を6回掲載。<br>広報なんたん人権啓発コーナー「ふれあい」において女性問題等、課題を取り上げ啓発広報活動を実施。 |
| 2 講演会・講座等の開催     |       | ○ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。<br>○ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室などを開催します。 |     |  |
|                  | 人権政策課 |   | 実施  | ・男女共同参画週間の期間中に「キラリなんたん（南丹市男女共同参画事業）」として映画を開催。<br>・南丹市人権フォーラムでは、正木明氏による講演会を開催。          |

|                       |     |  |      |  |
|-----------------------|-----|--|------|--|
| 3 「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開 |     | ○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、多様な媒体を活用して公開します。 |      |  |
|                       | 人事課 |  | 1回/年 | ・特定事業主行動計画に定める目標の進捗状況について、市ホームページにおいて公表している。 |

| (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供 |                    |  |    |   |
|------------------------|--------------------|--|----|---|
| 4                      | 男女共同参画に関する調査・研究    | ○ 男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。   |    |   |
|                        | 人権政策課              |  | 実施 | ・当該調査（市男女共同参画行動計画ヒアリングシート）の公表を毎年行っている。<br>・女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報を公表している。 |
| 5                      | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | ○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への情報提供に努めます。 |    |   |
|                        | 人権政策課              |  | 実施 | ・男女共同参画に関する情報や出版物等（ポスター、チラシ含む）については、市役所等において掲示・設置し情報提供している。               |

## I 男女平等の意識づくり

### 重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

| 具体的施策                | 所管課      | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針   |
|----------------------|----------|--|-----|---|
| (1) 幼児期教育や学校教育等の推進   |          |  |     |   |
| 6 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進 |          | ○「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員など）の研修機会を提供し、就学前から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。 |     |   |
|                      | 学校教育課    |  | 通年  | ・豊かな人間性を備えた人材を育成するためには、自らを律しつつ他人とも強調し、他人を思いやる心や感動する心を育み、その基盤となる「生きる力」としての学力を育成します。また「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材が育成できるよう、学校教職員の指導力の向上とともに指導に集中できる環境を整えます。  |
|                      | 八木中央幼児学園 |  | 通年  | ・自分らしさを発揮して、生き活きと遊ぶ幼児の育成をめざし、主体的に遊ぶ環境を意識してきた。更に今後も、主体的にかかわって遊べる環境づくりに努めていきたい。<br>・園生活の中で、人と関わる楽しさを味わえるかわりを意識し、自己肯定感・自己有用感を育むことを大切にす<br>る。<br>・職員の人権感覚を磨き意識して保育を進める。   |
|                      | 八木東幼児学園  |  | 通年  | ・八木中ブロックの重点教科の道徳教育を挙げ、道徳部会でカリキュラムを作成することができた。また、公開授業で道徳教科を参観し、小学校以降の道徳的心情、道徳的判断力を育み、道徳性の定着を図ることに繋がるようにするための学び方について共通理解できた。ブロック研の夏季研修会では人権研修を学び、仲間作りは、学力を支えることにつながるとしてことが共有できると共に、正しく理解することの大事さについて、再確認する機会となった。 |

|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 園部幼稚園   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人権研修会年間計画（6回）のもと、視聴覚教材等活用し、人権侵害を見逃さない厳しい目と温かい援助ができるよう職員研修を実施した（2回）</li> <li>・幼児の実態を踏まえ、幼児一人一人を大切にするために必要なかわり方について、テーマを絞った園内研修を行う（2回）</li> <li>・生活実態調査を実施し、基本的な生活習慣の確立に向けて家庭連携を図った。（年2回）</li> <li>・自己肯定感・有用感を育むと共に、仲間を大切に作る集団作りに努める。</li> </ul> |
|  | 園部保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人のありのままの姿を受け入れ（家庭背景などを含め）誰もが大切な存在であると感じられる保育を行います。</li> </ul>   |
|  | 城南保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え保育を進めていく。子どもの人権を配慮した保育となっているか、研修等を通じて職員の人権感覚を磨き、「子どもを尊重する保育」ができてきているかの視点で振り返りをできるようにする。</li> <li>・子ども一人一人の願いや思いを大事に自尊感情を育むとともに仲間を大切に作る集団づくりに努める。</li> <li>・家庭や地域、関係機関との連携を図る。</li> </ul>                                     |
|  | 日吉中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な人権研修を通して、「子ども達は社会の中で育ち、仲間と共に育つ」という原則のもと、個々を尊重しながら子どもに寄り添い保育を進めている。</li> </ul>  |
|  | 胡麻保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人・もの・こととのかかわりをとおして、自分の力を伸ばし、豊かな心と思考力の基礎を培う」を保育目標に掲げ、職員の人権研修などを通じて、人権尊重の視点で保育が振り返れるようにする。</li> <li>・保育士等と一人一人の子どもの間に信頼関係をつくりだし、子どもが自己発揮できる環境を大切に、自己肯定感を育むと共に、仲間を大切に作る集団作りに努めている。</li> </ul>  |
|  | みやま保育所  |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの言動、表情を見ながら丁寧な関わりを持つ。一人一人のよい面を伸ばし子どもの意欲と自信を育む。職員研修や保護者会などの場で学習を進める。</li> </ul>  |

|  |       |  |    |  |
|--|-------|--|----|--|
|  | 知井保育所 |  | 通年 | ・職員研修や保護者会などの場で、一人一人のよい面を伸ばし子どもの意欲と自信を育むための学習を進める。 |
|--|-------|--|----|--|

|                                   |         |   |    |  |
|-----------------------------------|---------|---|----|--|
| 7 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等での男女共同参画教育の推進 |         | ○ 幼児期から男女共同参画の意識が根付くよう、年齢に応じた保育、指導、教育を行います。 |    |  |
|                                   | 学校教育課   |   | 通年 | ・発達段階に応じて、将来の夢を描くことができるようなキャリア教育を推進します。体験活動等様々な経験を通して、働くことの意味や意義について理解を深めます。   |
|                                   | 八木中央幼稚園 |   | 通年 | ・一人一人を十分な愛情をもって受け入れ、一人ひとり良さや個性を認める保育を進める。<br>・幼児と生活や遊びを共にする中で、様々な心の葛藤を積み重ね他者の気持ちが受け止められる幼児の育成に努める。   |
|                                   | 八木中央保育所 |   | 通年 | ・一人一人を十分な愛情をもって受け入れ、一人ひとり良さや個性を認める保育を進める。<br>・幼児と生活や遊びを共にする中で、様々な心の葛藤を積み重ね他者の気持ちが受け止められる幼児の育成に努める。   |
|                                   | 八木東幼児学園 |   | 通年 | ・幼児一人一人のあるがままの姿を受け止めると共に、一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境を大切にし、自己肯定感・有用感を育むと共に、仲間を大切にする集団作りに努める。<br>・仲間と力を合わせて作り上げていく楽しさ、達成感、満足感を味わう活層を通して、協同性を育む。   |
|                                   | 園部幼稚園   |   | 通年 | ・遊びや生活の中で、友達と喜びや悲しみなど感情体験を積み重ねていく中で、友達の思いや良さに気づき、協力したり助け合ったりできる幼児を育む。<br>・地域の方、PTAボランティア、祖父母ボランティア交流など、家庭や地域の人材を活用した触れ合いの取組を行うことで人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちを育む。<br>(PTA絵本ボランティア月6回) (触れ合いボランティア年6～7回) |
|                                   | 園部保育所   |   | 通年 | ・不必要に男女で分けることをせず、性差の意識が固定化しないようにします。   |



|                       |         |  |    |  |
|-----------------------|---------|--|----|--|
|                       | 城南保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びや生活の中で自分の感情や意志を表現しながら、友達と共にいる楽しさや葛藤などの経験を積み重ね、共感や思いやりをもち、協力したり助け合ったりできる子どもを育む。</li> <li>・小中高生との交流を通して人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちを育む。</li> </ul>                    |
|                       | 日吉中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児期からの経験や体験を積み重ねることで、子ども達が自らあそび考えることができる主体性を育てる環境を整えている。</li> <li>・友達の良さに気付き豊かな関係を育てる。</li> </ul>  |
|                       | 胡麻保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢に応じた指導計画の元、遊びや生活の中で友達と様々な心を動かす出来事を共有し、互いの良さや一緒に活動することの楽しさが感じ取れるようにしている。</li> </ul>   |
|                       | みやま保育所  |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢ごとの育ちを明確に把握し保育の目標や内容を考慮する。保護者、家庭、地域への働きかけを充実する。</li> <li>・人との関わりを通し、仲間関係を豊かに育てる保育の実践をすすめる。</li> <li>・乳児期の保育を安定させるための保育の担当制に取り組む。</li> </ul>                |
|                       | 知井保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢ごとの育ちを明確に把握しつつ、異年齢児の小集団として過ごす中で、思いやりの気持ちや助け合う心を育む保育を充実させる。</li> <li>・保護者、家庭、地域へ働きかける。</li> </ul>   |
| 8 性別にとらわれない進路・生徒指導の推進 |         | ○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。 |    |  |
|                       | 八木中央幼稚園 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な体験を通じて、遊び（ごっこ遊び）に取り入れられるよう環境構成を工夫し、自らやりたい遊びが存分にできるよう支える。</li> <li>・職場体験や実習、福祉施設など他交流を通して、生徒・学生、身近な大人が憧れの存在に感じることができるよう機会となり、他校種連携を大切にしながら工夫する。</li> </ul> |

|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 八木中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な体験を通じて、遊び（ごっこ遊び）に取り入れられるよう環境構成を工夫し、自らやりたい遊びが存分にできるようなかわる。</li> <li>・職場体験や実習、福祉施設など他交流を通して、生徒・学生、身近な大人が憧れの存在に感じることができる機会となり、他校種連携を大切にしながら工夫する。</li> </ul>  |
|  | 八木東幼児学園 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児が自ら遊びや生活を創り出せる環境構成と援助の工夫し、自らやりたい遊びが充実し夢中になって遊び込める子どもを育む。</li> <li>・職場体験や他校種交流を通して、小中学生が憧れの存在に感じることができる機会となり、他校種連携を大切にしながら工夫する。（もうすぐ一年生生活動、中学校勤労体験3日間）</li> <li>・異年齢での活動を取り入れ、かかわりの中で、関わり方やいたわりの気持ちや自己肯定感が育まれるようにする。</li> </ul> |
|  | 園部幼稚園   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものや人など、様々な環境と出会い、好奇心や探究心を養いながら、自己の可能性を広げていこうとする幼児の育成</li> <li>・職場体験や家庭科授業など、他校種交流の受け入れを通して小中高生に憧れの気持ちを抱くことができる機会を設ける。（年7回）</li> <li>・地域の人材を活用し、遊びや生活を豊かにする活動を提供していただき、自己選択して遊びに取組む面白さを感じる機会を設ける。（リズム・茶道・筆遊び・サッカー・和太鼓）</li> </ul> |
|  | 城南保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らやりたい遊びに取り組めるよう環境構成を工夫し夢中になって遊び込める子どもを育む。</li> <li>・職場体験や家庭科授業等、他校種交流を通して、小中高生が憧れの存在に感じる機会となり、校種間連携を大切にしながら進めていく。（小学校3回・中学校勤労体験3日間・中学校3年生との交流4日間・高等学校3日間）</li> <li>・子ども一人一人が仲間を大切にできるクラス集団を育む。</li> </ul>                       |
|  | 日吉中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験や保育実習を通して、さまざまな人と触れ合い、人とかかわる楽しさを味わう。</li> </ul>  |

|  |        |  |    |  |
|--|--------|--|----|--|
|  | 胡麻保育所  |  | 通年 | ・もうすぐ1年生活動や職場体験、ボランティア活動などの他校種交流を通して、小中学生があこがれの存在に感じる機会になるようにしている。                                     |
|  | みやま保育所 |  | 通年 | ・誰もが多様な生き方ができるように一方的な見方で判断せず多様性を認め合う尊重しあう意識改革を進める。   |
|  | 知井保育所  |  | 通年 | ・ごっこ遊びを通して身近な社会や家庭を再現できる環境を整え、子どもたちが遊びこむ中で十分に自己表現できるようにする。<br>物ごとを固定的にとらえず、多様性を認め尊重しあえるように職員の意識改革を進める。 |

| (2) 家庭における教育の推進 |         |  |    |  |
|-----------------|---------|--|----|--|
| 9 家庭における学習の推進   |         | ○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。 |    |  |
|                 | 人権政策課   |  | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者等からの暴力をなくす運動の展開で、府立園部高校の正門を期間中ライトアップし、啓発活動を実施。</li> <li>・ 市成人式において、教育委員会等と連携し新成人に対しDV対策（相談窓口等）の広報を実施。</li> </ul> |
|                 | 社会教育課   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、学習機会の中に男女共同参画の趣旨を踏まえた内容を組み入れていただくようPTAに呼びかけをしていきたい。</li> </ul>   |
|                 | 八木東幼児学園 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て講演会を実施に、子どもの学びは遊びであることや、子どものトキメキを受け止め、子育てのやりがいについて、保護者が学んでいただく機会となった。</li> </ul>                                 |
|                 | 園部幼稚園   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育学級や子育て講演会を通して、保護者自身、保護者同士が学び合うPTA研修機会を設ける。（年7回）</li> <li>・ 家庭と園が連携し、共に幼児を育てるという意識を高め、健全な心身の形成に努める。</li> </ul>   |
|                 | 園部保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両親が共に働く家庭が多く、家事・育児などの分担は日常的に目にしているため、互いに助け合う姿を話題にしたり認めたりする。</li> </ul>  |
|                 | 城南保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳児の給食参観に父親の参加が増えている</li> </ul>   |
|                 | 日吉中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度スタートした保護者講座や親子行事は、保護者全員対象でだれでも参加してもらい、子育ての知識や技能を活かせるように働きかけている。</li> </ul>                                       |

|                       |        |   |    |   |
|-----------------------|--------|---|----|---|
|                       | 胡麻保育所  |   | 通年 | ・保護者会活動や保育所行事の参加を通して家庭における男女共同参画の推進をしている。   |
|                       | みやま保育所 |   | 通年 | ・保育士の言葉かけが固定観念を植え付けるものにならないようにする。<br>・性別役割分担意識を克服し、ともに子育ての責任を担う視点にたち意識革命を目指す。     |
|                       | 知井保育所  |   | 通年 | ・保護者会研修会の中に、家庭における男女共同参画に関する内容も含んでいただくよう働きかける。                                    |
| (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進 |        |   |    |   |
| 10 生涯学習における男女共同参画の啓発  |        | ○ 文化・スポーツ施設や公民館等で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。 |    |   |
|                       | 社会教育課  |   | 実施 | ・あらゆる生涯学習事業の推進にあたっては、女性の目線での取組内容が重視される。引き続き、人権感覚の涵養とともに男女共同参画を意識した取組・運営を図っていききたい。 |

## I 男女平等の意識づくり

### 重点課題3 男女の人権の尊重

| 具体的施策               | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針   |
|---------------------|-------|--|-----|---|
| (1) 互いの人権を尊重する意識の醸成 |       |  |     |   |
| 11 人権啓発の取組          |       | <p>○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。</p> <p>○ L G B Tなど性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。</p> |     |   |
|                     | 人権政策課 |  | 実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月（男女共同参画週間期間）に「キラリなんたん（南丹市男女共同参画事業）」として映画を開催。12月の南丹市人権フォーラムでは、正木明氏による講演会を開催。</li> <li>・ 南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、11月に企業向等人権講演会「職場でのコミュニケーションづくり」の研修開催。</li> <li>・ 広報なんたん人権啓発コーナー「ふれあい」において、市民へ啓発を周知。</li> <li>・ 8月の人権強調月間、12月の人権週間に各JR駅前、スーパー前等で街頭啓発を実施。また、地域の人権研修の教材としてビデオなどを紹介している。</li> </ul> |
|                     | 社会教育課 |  | 実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間3回の人権教育講座や人権教育・啓発推進協議会との連携の中で人権尊重を柱にして理解促進に向けた内容をテーマとする取り組みを引き続き進めることとしたい。</li> </ul>  |

| (2) メディアにおける人権尊重の推進   |       |   |    |  |
|-----------------------|-------|---|----|--|
| 12 男女共同参画を進めるための表現の浸透 |       | ○ 公的機関の発行する刊行物が、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。 |    |  |
|                       | 秘書広報課 |   | 実施 | ・「広報なんたん」並びに「お知らせなんたん」作成の際には、社会形態の多様化と社会の変化を十分認識するとともに、刊行物に相応しい適切な表現に努めている。併せて、より多くの人の目に触れるメディアへの発信についても、今後より一層表現方法等についての点検を行い、適切な表現による発信に努める。 |
| 13 メディアを正しく読み解く力の養成   |       | ○ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。      |    |  |
|                       | 人権政策課 |   | 実施 | ・メディアからの情報を、男女共同参画の視点で読み解き活用できる様、情報提供に努めた。   |

## Ⅱ 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

### 重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

| 具体的施策                    | 所管課   | 施策の内容  | 回数等  | 実施状況・課題、今後の方針   |
|--------------------------|-------|--|------|---|
| (1) 家庭生活における男女共同参画の推進    |       |  |      |   |
| 14 家庭生活における男女共同参画の推進     |       | ○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。   |      |   |
|                          | 人権政策課 |  | 実施   | ・12月開催の南丹市人権フォーラムでは、正木明氏(気象予報士)による「子育て、家事、互いを尊重し合い支えあう“正木家のルール”」として講演会を開催。                                    |
|                          | 保健医療課 |  | 1回/年 | ・男性の家事参加のため、南丹市食生活改善推進員が中心となって男性の料理教室を開催。平成28年度から継続して年1回実施している。同時に「おやこの食育教室」や「生活習慣病予防教室」においても男性の参加を積極的に募っている。 |
| 15 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発 |       | ○ 男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、啓発を行います。 |      |   |
|                          | 人権政策課 |  | 実施   | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。                           |
|                          | 人事課   |  | 実施   | ・ポータルサイトの掲示板に育児、介護に係る諸制度についてまとめた一覧を掲示し、該当する職員には担当者から直接制度の内容を説明するなどして積極的な休暇等の取得を促しています。                        |
|                          | 保健医療課 |  | 継続   | ・妊娠届出時にすべての者に保健師等が面接を行う中で、リーフレットを活用し、男性の育休制度について周知を行っている。   |



| (2) 地域社会における男女共同参画の推進 |                   |   |             |   |
|-----------------------|-------------------|---|-------------|---|
| 16                    | 地域活動における男女共同参画の推進 | <p>○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。</p> <p>○ 自治会やPTA、自主防災組織などの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り込まれるよう啓発を行います。</p> |             |   |
|                       | 地域振興課             |   | 1回/年        | ・地域の課題解決を目的に実施される事業に対して、補助をする。「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」の交付団体をはじめ、地域で活動する団体は、男女それぞれの視点で地域の課題を捉え、解決に向けた取り組みを行っている。団体同士の新たな繋がりにより、これまで以上に地域の取り組みが活発になるよう、これからも継続的に団体間交流会を開催し、交流の機会をつくる。 |
|                       | 保健医療課             |   | 各地域<br>4回/月 | ・男女共同参画の視点から地域の住民主体の活動で、介護予防教室「元気アップ体操教室」では、男性女性に関わらず参加いただき、健康寿命の延伸の取組みを活発に実施して頂いている。   |
|                       | 危機管理対策室           |   | 1回          | ・自治会、自主防災組織や南丹市女性ネットワーク会議等南丹市総合防災訓練に参加を呼びかけ、訓練参加、啓発活動をいただいた。(各自主防災組織等では、各々啓発をいただいている。   |
|                       | 人権政策課             |   | 実施          | ・南丹市女性ネットワーク会議において、家庭での防災対策としてパンフレットの配架、防災頭巾、新聞紙でつくるスリッパなど作成方法を情報提供した。  |

| (3) 防災対策における男女共同参画の推進       |         |   |                 |  |
|-----------------------------|---------|---|-----------------|--|
| 17 防災活動・災害復興対策における男女共同参画の推進 |         | <p>○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。</p> <p>○ 家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。</p> |                 |  |
|                             | 危機管理対策室 |   | 防火訪問2回<br>講演会1回 | <p>・南丹市消防団、園部消防署、南丹警察署と合同で「高齢者宅防火訪問」を実施し、防火啓発を行った。</p> <p>また、「防災講演会」を実施し、災害時における自助、共助について学習し、非常食作り等の体験学習を実施した。</p> |
|                             | 人権政策課   |   | 実施              | <p>・南丹市防災訓練に南丹市女性ネットワーク会議が参加し、家庭での防災対策として防災頭巾、新聞紙でつくるスリッパ、キーホルダーなど作成方法を情報提供した。</p>                                 |

## II 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

### 重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

| 具体的施策                  | 所管課     | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針             | %   |
|------------------------|---------|--|-----|---------------------------|-----|
| (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 |         |  |     |                           |     |
| 18 審議会などの委員への女性の参画促進   |         | ○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用枠の拡大と登用の促進に努めます。 |     |                           |     |
|                        | 危機管理対策室 |  | 1回  | 南丹市防災会議<br>※委員40人中2人      | 5%  |
|                        | 危機管理対策室 |  | 0回  | 南丹市国民保護協議会<br>※委員40人中2人   | 5%  |
|                        | 危機管理対策室 |  | 0回  | 南丹市消防委員会<br>※委員10人中0人     | 0%  |
|                        | 危機管理対策室 |  | 0回  | 南丹市交通安全対策審議会<br>※委員20人中0人 | 0%  |
|                        | 総務課     |  | 0回  | 南丹市情報公開審査会<br>※委員4人中2人    | 50% |
|                        | 総務課     |  | 0回  | 南丹市個人情報保護審議会<br>※委員4人中2人  | 50% |
|                        | 総務課     |  | 0回  | 南丹市行政不服審査会<br>※委員5人中2人    | 40% |

|  |       |  |    |  |     |
|--|-------|--|----|--|-----|
|  | 総務課   |  | 3回 | 南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会<br>※委員10人中1人、令和元年9月17日まで任期。内部検討委員会での検討状況により、新たに委員会を立ち上げる場合は、女性委員の参画を推進したい。 | 10% |
|  | 人事課   |  | 1回 | 特別職報酬等審議会<br>委員4人中1人   | 25% |
|  | 人事課   |  | 0回 | 南丹市行政改革推進委員会<br>意見を求める案件がなく、新たな委員の選任をしていない。  | -   |
|  | 人事課   |  | 0回 | 南丹市行政評価推進委員会<br>意見を求める案件がなく、新たな委員の選任をしていない。  | -   |
|  | 監理課   |  | 2回 | 南丹市建設事業等執行審議会<br>※委員5人中0人<br>改選がなく、前年度と同じ。今後の改選では、女性委員の選出について働きかけを行いたい。                              | 0%  |
|  | 監理課   |  | 0回 | 南丹市公共事業再評価審査委員会<br>※委員5人中1人<br>今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。委員定数の減による。                                    | 20% |
|  | 企画財政課 |  | 0回 | 南丹市総合振興計画審議会<br>委嘱中の委員なし   | -   |
|  | 企画財政課 |  | 3回 | 南丹市地域創生会議<br>※委員10人中3人   | 30% |
|  | 地域振興課 |  | 2回 | 南丹市市民参加と協働の推進委員会<br>※委員4人中2人   | 50% |

|  |       |  |      |  |     |
|--|-------|--|------|--|-----|
|  | 地域振興課 |  | 1回   | 南丹市景観審議会<br>※委員9人中4人   | 44% |
|  | 地域振興課 |  | 1回   | 南丹市地域公共交通会議<br>※委員20人中2人<br>選出枠が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。                  | 10% |
|  | 情報課   |  | 1回   | 南丹市有線テレビ放送番組審議会<br>※委員12人中2人<br>選出枠（団体）が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。          | 16% |
|  | 市民環境課 |  | 3回   | 南丹市環境審議会<br>※委員9人中2人<br>今後、女性委員の選出拡充について働きかけを行いた                                   | 22% |
|  | 市民環境課 |  | 3回   | 南丹市国民健康保険運営協議会<br>※委員13人中4人<br>女性委員の比率30%以上を目指し、被保険者代表を全て女性委員にお願いしている。今後においても継続予定。 | 31% |
|  | 人権政策課 |  | 3回   | 南丹市男女共同参画社会推進委員会<br>※委員13人中10人   | 76% |
|  | 人権政策課 |  | 1回   | 南丹市文化センター運営審議会<br>※17人中3人  | 17% |
|  | 保健医療課 |  | 3回/年 | 南丹市医療対策審議会<br>※委員12人中 女性3人   | 25% |
|  | 保健医療課 |  | 4回/年 | 南丹市健康づくり推進協議会<br>※委員15人中 女性6人  | 40% |

|  |       |  |     |   |            |
|--|-------|--|-----|---|------------|
|  | 福祉相談課 |  | 2回  | 南丹市民生委員推薦会<br>※委員14人中3人<br>※今後も一定数の女性を選出できるよう努力します。                       | 21%        |
|  | 福祉相談課 |  | 1回  | 南丹市地域福祉計画推進委員会<br>※委員20人中3人<br>※主として団体に委員選出を依頼していますが、女性が選ばれるように働きかけていきます。 | 15%        |
|  | 社会福祉課 |  | 2回  | 南丹市地域自立支援協議会<br>※委員20人中5人   | 25%        |
|  | 社会福祉課 |  | 2回  | 南丹市立障害者支援施設運営委員会<br>※委員22人中10人  | 45%        |
|  | 社会福祉課 |  | 14回 | 南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会<br>※委員10人中1人  | 10%        |
|  | 社会福祉課 |  | 2回  | 南丹市子育て発達支援センター運営委員会<br>※委員15人中12人   | 80%        |
|  | 高齢福祉課 |  | 89回 | 南丹市介護認定審査会<br>※委員20人中10人  | 50%        |
|  | 高齢福祉課 |  | 1回  | 南丹市高齢者福祉センター運営委員会<br>※平成31年3月31日まで 委員13人中4人<br>※平成31年4月1日から 委員10人中2人      | 30%<br>20% |
|  | 高齢福祉課 |  | 1回  | 南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議<br>※委員14人中2人   | 14%        |
|  | 高齢福祉課 |  | 2回  | 南丹市有償運送運営協議会<br>※令和元年8月31日まで 委員13人中 1人<br>※令和元年8月31日付で廃止                  | 7%         |

|  |        |  |    |   |           |
|--|--------|--|----|---|-----------|
|  | 高齢福祉課  |  | 3回 | 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会<br>※平成31年3月31日まで 委員16人中1人<br>※平成31年4月1日から 委員16人中2人                           | 6%<br>13% |
|  | 高齢福祉課  |  | 1回 | 南丹市老人ホーム入所判定委員会<br>※委員7人中 3人  | 43%       |
|  | 子育て支援課 |  | 3回 | ・南丹市子ども・子育て会議<br>※任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日まで<br>委員：19人中15人<br>※任期：平成31年4月1日～令和3年3月1日まで<br>委員：19人中15人   | 79%       |
|  | 農業推進課  |  | 0回 | 南丹市農業振興推進協議会 ※委員14人中、女性は2人<br>平成31年中は南丹市農業振興推進協議会の開催は無かった。委員の任期は令和3年度末までであり、次期委員選考時に女性委員の登用増について検討する。 | 14%       |
|  | 農山村振興課 |  |    | 南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会<br>※委員20人中0人<br>森林組合や猟友会などの代表者を委員に選任しており、各団体の代表者が女性にならない限り女性委員の選任はできない。              | 0%        |
|  | 農山村振興課 |  |    | 南丹市農業振興推進協議会<br>※委員16人中0人<br>森林組合や林業団体などの代表者を委員に選任しており、各団体の代表者が女性にならない限り女性委員の選任はできない。                 | 0%        |
|  | 都市計画課  |  | 1回 | 南丹市都市計画審議会<br>※委員19人中女性委員1人<br>※委員の任期 2年（平成30年11月～令和2年11月）  | 5%        |

|  |       |  |     |  |     |
|--|-------|--|-----|--|-----|
|  | 上水道課  |  | 1回  | 南丹市水道審議会(任期:1年 委員定数規定なし)<br>※委員 8人中 2人(H30年度 H30.10~H31.1 3回開催)<br>上下水道に係る重要案件(料金改定、水道ビジョン、水洗化総合計画等の市の方針決定)について、必要に応じて委員を委嘱し、審議いただく。<br>女性の視点も重要であり、積極的な登用を進めます。 | 25% |
|  | 社会教育課 |  | 3回  | 南丹市社会教育委員<br>※委員12名中5名<br>引き続き、委員選出の際には女性委員の参画を意識した  | 42% |
|  | 社会教育課 |  | 2回  | 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会<br>※委員12名中5名<br>引き続き、委員選出の際には女性委員の参画を意識した  | 42% |
|  | 社会教育課 |  | 2回  | 南丹市文化財保護審議会<br>※委員12人中1人<br>現委員会の任期終了後(H30-R2年度、3年任期)、新たな委員会立ち上げに向けて女性委員の参画を推進した   | 8%  |
|  | 社会教育課 |  | 2回  | 南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会<br>※委員9人中2人<br>現委員会の任期終了後(H30-R2年度、3年任期)、新たな委員会立ち上げに向けて女性委員の参画を推進した  | 22% |
|  | 教育総務課 |  | 16回 | 教育委員<br>※委員4人中2人<br>教育委員の任命に際し、南丹市政発足以降、常に女性登用している。  | 50% |



|              |        |   |    |  |
|--------------|--------|---|----|--|
| 19 公募制度の導入促進 |        | ○ 市政によりいっそうの民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。 |    |  |
|              | 総務課    |   |    | ・南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会<br>※公募委員4人中1人、令和元年9月17日まで任期。内部検討委員会での検討状況により、新たに公募を行う際には多くの女性に興味を持っていただき応募していただけるよう方策を検討したい。  |
|              | 地域振興課  |   | 実施 | ・南丹市地域公共交通会議：公募は行っていない。<br>・南丹市景観審議会：公募を行っている。今後も女性委員の選出について働きかけを行う。<br>・南丹市市民参加と協働の推進委員会：公募を行っている。委員4人中、2人が女性委員である。   |
|              | 人権政策課  |   |    | ・南丹市男女共同参画社会推進委員の公募を行っている。今後も引き続き公募を継続します。   |
|              | 子育て支援課 |   | 実施 | ・南丹市子ども・子育て会議公募<br>(保護者、子育て経験者5人枠)の結果、女性4人の応募があり、登用となった。<br>(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)<br>上記委員の任期満了に伴い、公募を実施<br>(保護者、子育て経験者5人枠)の結果、女性4人の応募があり、登用となった。<br>(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日) |

|               |        |   |         |   |
|---------------|--------|---|---------|---|
|               | 都市計画課  |   | 実施      | ・南丹市都市計画審議会：市民公募を行っており、6名の市民公募委員のうち1名が女性委員である。<br>(任期：2年 平成30年11月～令和2年11月)    |
|               | 社会教育課  |   |         | ・南丹市社会教育委員：平成30年度～平成31年度間を任期とする委員12名の内の公募枠2名の内女性委員1名引き続き、女性の登用を意識した公募選考を図りたい。 |
|               | 企画財政課  |   | —<br>実施 | ・南丹市総合計画審議会：委嘱中の委員なし<br>・南丹市地域創生会議：公募委員1人中1人<br>(任期：令和元年8月20日～令和3年8月19日)      |
| 20 女性の地位向上の促進 |        | ○ 研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。 |         |   |
|               | 人事課    |   |         | ・平成31年4月1日現在の課長級の女性職員は18名で、39.1%となった。部長・次長級の女性職員は0名。                          |
|               | 人権政策課  |   | 実施      | ・人権擁護委員の候補者推薦において、女性の割合が30%以上となるよう努めている。(現在52%)                               |
|               | 子育て支援課 |   | 実施      | ・「子育てすこやかセンター事業」「にこにこ育児推進事業」等の研修会における講師については、10人中9人が女性である。                    |

| (2) 女性の職域拡大と人材育成 |                          |   |    |  |
|------------------|--------------------------|---|----|--|
| 21               | 女性の職域拡大と人材育成及び、管理職への登用促進 | <p>○ 女性の職域拡大及び能力開発をいっそう推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。</p> <p>○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。</p> |    |  |
|                  | 人事課                      |   | 実施 | <p>・ 今後の女性の職域拡大、管理職への登用を進めるため、若いうちから、キャリアを考えるよう研修を実施していく。また、誰もが負担なく経験を重ねられる働きやすい職場環境の整備に努める。</p> |

## II 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

### 重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

| 具体的施策                   | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針   |
|-------------------------|-------|--|-----|---|
| (1) 女性のチャレンジ支援の推進       |       |  |     |   |
| 22 職業能力などを開発するための支援の充実  |       | ○ 女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報、学習機会を市役所及び各支所において提供するとともに、相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。 |     |   |
|                         | 人権政策課 |  | 実施  | ・らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携、情報提供を行っている。 |
|                         | 商工課   |  | 実施  | ・女性の職業能力の開発などの講座や企業に関する情報提供を積極的に行っている。今後も積極的な情報発信に務めます。   |
| 23 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催 |       | ○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所など関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。   |     |   |
|                         | 人権政策課 |  | 実施  | ・らら京都や京都ジョブパークと連携し、就活に関わる情報の提供、就活活動セミナーや求人紹介などの広報を行っている。  |
|                         | 商工課   |  | 実施  | ・ハローワーク園部と情報を共有し、女性の就職活動に関する情報提供を行います。                    |

| (2) 女性団体等の活動支援の推進 |               |   |    |   |
|-------------------|---------------|---|----|---|
| 24                | 女性の交流、活動への支援  | ○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。 |    |   |
|                   | 保健医療課         |   | 実施 | ・食生活改善推進員の中でも高齢化が進んでおり、移動手段が困難であったり家族の介護、自身の体調不良により活動が難しい会員が増加している。自主的に活動されるには困難な点があり、行政の支援が必要である。会員の養成講座を平成27年度から3年間継続して実施し、平成30年度からは、継続して年6回の会員育成研修を実施している。今後も計画的に養成講座、育成研修に力を入れていく必要がある。 |
|                   | 人権政策課         |   | 実施 | ・南丹市女性ネットワーク会議の事務局として、女性の交流やネットワークづくりなどの取組を支援している。  |
|                   | 社会教育課         |   |    | ・南丹市女性会の事務局として、発足時から運営支援を進めている。会は自主的な活動が行われており、会員数の減少状況に対しては、会員募集等の地道な活動が展開されている。   |
| 25                | 男女共同参画推進拠点の確立 | ○ 女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。    |    |   |
|                   | 人権政策課         |   |    | ・男女共同参画推進の拠点となる施設の検討は必要と考えている。  |

| (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進 |                             |  |   |  |
|------------------------|-----------------------------|--|---|--|
| 26                     | 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進 |  | ○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、南丹市まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。 |  |
|                        | 地域振興課                       |  | 1回/年  | ・ 中間支援組織「南丹市まちづくりデザインセンター」との連携により団体間交流会などを開催しており、他団体との関係強化のみならず、活動に必要な知識やスキルを得るための学習機会の提供も行っている。 |

### Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

#### 重点課題1 職場における男女共同参画の推進

| 具体的施策                | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針  |
|----------------------|-------|--|-----|--|
| (1) 男女平等の推進          |       |  |     |  |
| 27 「男女雇用機会均等法」等の周知徹底 |       | ○ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」等の周知を図るため、様々な広報媒体を活用した啓発活動に努めます。<br>○ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進や待遇の改善に向けての啓発を行います。 |     |  |
|                      | 人権政策課 |  | 実施  | 国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。                             |
|                      | 商工課   |  | 実施  | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを掲示、配架することによる啓発活動実施。<br>今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。 |
|                      | 人事課   |  | 実施  | ・特定事業主行動計画が今年度で終了するため、次期計画を策定中であり、完成後に全職員に周知しワークライフバランスの重要性等について啓発する予定である。         |
| 28 非正規労働者などの就業条件の整備  |       | ○ 様々な広報媒体を活用し、非正規労働者が不当な扱いを受けないよう、関連法規や相談窓口等の広報を行います。  |     |  |
|                      | 商工課   |  | 実施  | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを掲示、配架することによる啓発活動実施。<br>今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。 |

|                     |       |  |    |  |
|---------------------|-------|--|----|--|
| 29 就労や労働に関する相談窓口の充実 |       | <p>○ 様々な広報媒体を活用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。</p> <p>○ 京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。</p> |    |  |
|                     | 人権政策課 |  | 実施 | <p>・京都府等と連携し、就職支援セミナーを実施。</p> <p>国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。</p>                              |
|                     | 商工課   |  | 実施 | <p>・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。</p> <p>今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。</p>                       |
| 30 働く女性への妊娠中・出産後の配慮 |       | <p>○ 女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。</p>                       |    |  |
|                     | 人権政策課 |  | 実施 | <p>・らら京都や京都ジョブパークと連携し、就活に関わる情報の提供、就活活動セミナーや求人紹介などの広報を行っている。</p>  |
|                     | 人事課   |  | 実施 | <p>・妊娠中や出産後の職員が安心して働けるよう各種の制度を設けている。対象となる女性職員だけでなく管理職の職員等にも制度の周知を図り、制度が支障なく活用できる職場環境づくりに努める。</p>                         |
|                     | 議会事務局 |  |    | <p>・男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、本会議、委員会に出産のため出席できない場合の欠席届の提出について、南丹市議会会議規則に規定。（平成27年改正）</p> <p>※平成31年1月1日～令和元年12月31日は実績なし</p> |



|                     |       |   |    |   |
|---------------------|-------|---|----|---|
| 31 「一般事業主行動計画」の策定促進 |       | ○ 市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。 |    |   |
|                     | 人権政策課 |   | 実施 | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。 |

| (2) 職場のセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）等の防止に向けた取組 |                              |   |    |  |
|---|------------------------------|---|----|--|
| 32  | 庁内におけるセクハラ、パワハラ等の防止に向けた取組    | ○ 市役所庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等が発生しないよう、セミナーや説明会等を通じて啓発を行います。      |    |  |
|   | 人権政策課                        |   | 実施 | ・ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、ビデオを購入し、研修会で活用いただいた。 |
|   | 人事課                          |   | 実施 | ・ 監督職の職員向けの労務管理研修の中で、ハラスメントについての内容を盛り込む等により啓発を行った。                   |
| 33  | セクハラ、パワハラ等の防止に向けた事業所等への啓発    | ○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、市内の事業所等に啓発を行います。        |    |  |
|   | 人権政策課                        |   | 実施 | ・ 南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、11月に企業・団体向けセミナー「職場でのコミュニケーションづくり」の研修を行った。      |
| 34  | セクハラ、パワハラ等の被害者に対する相談・支援体制の充実 | ○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害者に対し、関係機関・団体等と連携しながら、相談・支援体制の充実に努めます。 |    |  |
|   | 人権政策課                        |   | 実施 | ・ 月2回 第2・第4水曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を実施している。                            |

### Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

#### 重点課題2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援

| 具体的施策                  | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針  |
|------------------------|-------|--|-----|--|
| (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備  |       |  |     |  |
| 35 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発    |       | ○ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。            |     |  |
|                        | 人権政策課 |  | 実施  | ・京都ウイメンズベース（ワーク・ライフ・バランスセンター）と連携し、ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）を中心に市民啓発を実施。                     |
|                        | 人事課   |  | 実施  | ・特定事業主行動計画に基づき、職員への啓発を行う。  |
| 36 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり |       | ○ 女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。 |     |  |
|                        | 人権政策課 |  | 実施  | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施。                                  |
|                        | 商工課   |  | 実施  | ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを掲示、配架、また直接メール送信による啓発活動実施。<br>今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。 |
|                        | 人事課   |  | 実施  | ・育児、介護に関する休暇制度等の一層の周知を図るとともに、誰もが休暇取得しやすい職場風土づくりに努める。                                     |

|               |       |   |    |   |
|---------------|-------|---|----|---|
| 37 多様な就労形態の普及 |       | <p>○ 時短勤務や自宅勤務など多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。</p> <p>○ 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。</p> |    |   |
|               | 人権政策課 |   | 実施 | <p>・らら京都や京都ジョブパークと連携し、就活に関わる情報の提供を行っている。</p>  |
|               | 商工課   |   | 実施 | <p>・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを掲示、配架、また直接メール送信による啓発活動実施。</p> <p>今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。</p> |

| (2) 子育て支援策等の充実 |                       |  |    |   |
|----------------|-----------------------|--|----|---|
| 38             | 子育て支援の拠点<br>施設の充実     | ○ 子育て支援の拠点である南丹市子育てすこやかセンターにおいて、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、保護者の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。 |    |   |
|                | 子育て支援課                |  | 実施 | ・ 直営事業として実施している子育てすこやかセンター（延5,729人）の他、委託事業として八木（延2,609人）、日吉（延451人）、美山（延558人）、園部（延581人）においても事業を実施し、交流・情報交換の場づくりとして幼児と保護者の多様な機会と居場所を提供した。   |
|                | （八木中央幼児学<br>園）八木中央幼稚園 |  | 6回 | ・ なかよし広場の年間計画をし、実施している。幼稚園という場所を知ってもらったり同じ地域での子育てのつながりを作るきっかけとなるよう保育内容を計画して進めている。参加者には好評である。  |
|                | 八木東幼児学園               |  | 実施 | ・ 保護者との連携をたえず取り、家庭訪問や懇談など随時相談に応じ、育児不安や育児の孤立化を解消するように努めている。<br>保護者の交流となるよう、年間計画を立てて参観日や学習会等を実施している。  |
|                | 園部幼稚園                 |  | 実施 | ・ 個人懇談会で子どもの育ちを共有したり、日々必要に応じて保護者からの相談に個別に応じ、育児不安の解消に努めている。<br>・ すこやか学園運営を通して、2歳児親子の遊びの場の提供と共に母親の子育ての悩みを支援している。（子育て講演会：年2回、おしゃべりタイム：年2回）<br>・ 毎週水曜日をすこやか学園教育相談日として園開放し、希望者の相談に応じている。（すこやか学園対象）<br>・ 隣接している子育てすこやかセンターからの情報を得て就園前の親子について連携できると滑らかな接続ができると思われるので、幼稚園からも積極的に発信していきたい。 |

|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 園部保育所   |  | 通年 | ・保護者の育児不安、困り感に寄り添いながら、ともに子育てをする姿勢を持ち保育を行う。   |
|  | 城南保育所   |  | 通年 | ・個人懇談会や随時家庭訪問等を行い、育児不安や孤立化を解消するよう努めている。年間計画を立て行っている参観日が保護者同士の交流の場になり、両親で参加される家庭が増えている。<br>・支援センターと連携を図りながら、子どもの育ちを共有し、よりよい子育てに向かえるよう家庭支援を図る体制をもっている。 |
|  | 日吉中央保育所 |  | 通年 | ・家庭訪問・個人懇談・クラス懇談を行い、保護者と連携を取り、育児不安を解消するよう努めている。年間を通しての参観や、今年度からスタートした保護者対象の講座を行い、保護者の交流の場として実施している。  |
|  | 胡麻保育所   |  | 通年 | ・家庭訪問、個別懇談会を行い家庭の様子や育児の不安を聞き解消を図っている。また送迎時や連絡ノートなどでも保護者との連携を取りながら、相談などに応じ、子育てに対するサポートを行っている。参観や親子運動プログラムを計画し、保護者同士の交流や、子育てに対するアドバイスをしている。            |
|  | みやま保育所  |  | 通年 | ・保護者と連携をとりながら、個別懇談、随時相談に応じている。子育て相談窓口や相談日、園庭開放日を広報で知らせている。   |
|  | 知井保育所   |  | 通年 | ・保護者と連携をとりながら、個別懇談、随時相談に応じている。<br>・子育て相談窓口や相談日、園庭開放日を広報で知らせている。<br>・保護者会と連携を取りながら親子遠足やバザーを行い、未入所児の保護者交流の場を提供している。                                    |

|                 |         |  |    |  |
|-----------------|---------|--|----|--|
| 39 多様な保育サービスの充実 |         | ○ 多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。 |    |  |
|                 | 子育て支援課  |  | 実施 | ・ 就学前児童の健全育成に努めるとともに、保護者の就労等を支援するため、低年齢児保育や延長保育（緊急・非定期型）など、多様な保育ニーズに対し柔軟かつ積極的な取り組みを進めている。  |
|                 | 八木中央保育所 |  |    | ・ 多様化する保護者ニーズに対し、現時点は限られた人数しか受け入れることができない。保育所待機児童が一時保育を要望されている。解消に向けては場所や人材確保が必要。乳児保育も場所が限られている。   |
|                 | 八木中央幼稚園 |  |    | ・ 預かり保育の需要が増えつつあるが、場所や専属担当者の確保、カリキュラムの充実が今後の課題となる。   |
|                 | 八木東幼児学園 |  | 通年 | ・ 子どもを取り巻く環境や保護者の就労に応じ、早朝保育、延長保育など、子どもの健全育成と子育てに対して、柔軟に支援している。   |
|                 | 園部幼稚園   |  | 通年 | ・ 預かり保育の3歳児からの受け入れや、第1、第2水曜日の実施、緊急時の預かりなど、出来る限りの幅を広げてきたことで利用者が増え、働く保護者の支援につながっている。<br>・ 就労しながらも幼稚園に通わせたい保護者からは、水曜日全面実施や、夏季休暇中の実施要望がある。今後どのように対応していくかを考えていく必要がある。 |
|                 | 園部保育所   |  | 通年 | ・ 一時保育事業、延長保育の実施、低年齢児の最大限の受け入れと家庭的な保育を行う。  |
|                 | 城南保育所   |  | 通年 | ・ 家庭状況や保護者の就労に応じて早朝保育や延長保育を実施している。年々特に0歳児～2歳児の早朝、延長保育利用家庭が増加している。<br>・ 一時預かり施設であるが、児童数に空きがないのと保育士の配置ができないため実施が難しい状況である。  |

|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 日吉中央保育所 |  |    | ・家庭状況や就労に応じて一時預かりの対応をしている。<br>今年度は利用無し。                    |
|  | 胡麻保育所   |  | 通年 | ・保護者の就労状況に応じて、早朝保育や延長保育を実施している。保育体制を整え、ニーズにこたえられるようにしている。  |
|  | みやま保育所  |  | 通年 | ・保護者の就労状況に応じて早朝、延長保育を実施している。一時預かりの対応をしている。今年度利用有り。         |
|  | 知井保育所   |  | 通年 | ・保護者の就労状況に応じ、早朝・延長保育、随時入所、一時預かりなどを実施し、子育てに対し柔軟に対応、支援をしている。 |



|               |         |   |    |  |
|---------------|---------|---|----|--|
| 40 子育て支援制度の充実 |         | <p>○ 育児疲れで子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。</p> |    |  |
|               | 子育て支援課  |   | 実施 | <p>・ファミリー・サポート・センター事業については登録会員数も増加しており、子育てすこやかセンターの事業等と連携しながら今後も地域の中での子育て支援を目指して、相互援助活動が拡大するように努める。</p> <p>登録会員数<br/>328人（平成30年11月末）→ 335人（令和元年11月末）</p> |
|               | 八木中央保育所 |   |    | <p>・一時保育の緊急時対応、就労対応は要望は多いが対応しきれしていない。人材と場所確保が必要。</p>   |
|               | 八木中央幼稚園 |   |    | <p>・預かり保育は現在、就労、子育て支援（検診、参観など）は限定的な利用しかできない。核家族も増えており身近に頼るところがない家庭においては門戸をもう少し開けても良いかもしれない。</p>  |
|               | 八木東幼児学園 |   |    | <p>・保護者の就労状況や家庭状況に応じて、ファミリーサポート事業について知らせている。今年度の利用は無かった。</p>   |
|               | 園部幼稚園   |   | 通年 | <p>・育児疲れや子育て等が困難な家庭に対して必要に応じて他機関との連携が図れるようにしている。</p> <p>・利用家庭は少ないが、子育て支援課、すこやかセンターと綿密に連携を図っていききたい。</p>   |
|               | 園部保育所   |   | 通年 | <p>・ファミリーサポートセンターとの連携を図り、保護者の安心感につなげる。</p>   |
|               | 城南保育所   |   | 通年 | <p>・ファミリー・サポート・センター事業については保護者に知らせている。利用家庭がある</p> <p>・課題として保護者ニーズに対応できていない状況がある</p>   |

|               |          |  |    |   |
|---------------|----------|--|----|---|
|               | 日吉中央保育所  |  |    | ・保護者にファミリーサポート事業について知らせている。今年度は利用者無し。   |
|               | 胡麻保育所    |  |    | ・ファミリー・サポート・センター事業について保護者には知らせているが、今年度の利用はない。   |
|               | みやま保育所   |  |    | ・ファミリーサポート事業について知らせている。今年度の利用者は無い   |
|               | 知井保育所    |  |    | ・日々の保護者との会話や子どもの様子から、困難度を把握する。<br>・保育所を拠点としたファミリー・サポート・センター事業利用者と援助会員の円滑な引き渡しの援助。（登録者はいるが、現時点では利用はない。）                    |
| 41 児童虐待防止策の充実 |          | ○ 乳幼児や児童・生徒等に対する虐待の早期発見・早期対応に向け、多様な媒体を活用した広報を行うとともに、被害者や課題者に対する相談体制の充実に努めます。 |    |   |
|               | 子育て支援課   |  | 実施 | ・子育てひろばに参加する子どもの様子などから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、家庭児童相談員が随時養育相談を行っている。また、子ども自らが相談できる連絡先を記載した「こどもSOSカード」を作成し、小中学生全員（約2,400枚）に配布した。 |
|               | 保健医療課    |  | 実施 | ・乳幼児健診や子育て相談をはじめあらゆる母子保健事業を実施する際、すべてのスタッフが虐待予防の視点を持ち、関係機関と連携して虐待の早期発見、支援を行う。新生児訪問や乳児健診でリーフレット等を配布し虐待予防の周知を図る。             |
|               | 八木中央幼児学園 |  | 通年 | ・連携機関やキントーンを活用して進めることができている。職員の専門性を高める研修などを受け広めていく。   |

|  |         |  |    |   |
|--|---------|--|----|---|
|  | 八木東幼児学園 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の保育の中で、子どもへの視診・触診を行い、子どもの様子把握に努めている。子どもや家庭の様子で気になる事柄は、子育て支援課や保健医療課を連携を取りながら、子どもの家庭背景や相談内容を連携している。気になる子供については、毎月の様子を連携し関係機関と共有している。</li> </ul>     |
|  | 園部幼稚園   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は発見や防止に直結する場であることを意識し、保護者の子育てや不安・悩みを受け止められる力を深める。</li> <li>・情報は情報連携システム（キントーン）を介して他機関と連携を図り、早期対応が出来るようにしている。</li> </ul>                          |
|  | 園部保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課と連携の上、早期発見、防止に努めます。</li> </ul>  |
|  | 城南保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課と連携をもち、キントーンによる情報共有体制をとっている。</li> </ul>   |
|  | 日吉中央保育所 |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児の家庭状況や健康状態を把握し、職員間が共通理解の下保育を行う。又、キントーンを活用しケースに関わる関係機関との情報共有を行っている。</li> </ul>   |
|  | 胡麻保育所   |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の子育てに対する悩みや相談に乗り、育てにくさや、子育てに対する不安をなくすようにしている。</li> <li>・毎日の視診や、着替え時に身体を観察するなどして傷やあざなどがいないか確認するとともに、発見時には関係機関と連携を取り合い、早期対応ができるようにしている。</li> </ul> |
|  | みやま保育所  |  | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登所時直接児を目視し身体的、精神的状態の変化に気付くようにする。個人懇談会や家庭訪問など随時行い、保護者との関係構築に努める。子育て支援課や関係機関また要保護児童実務者会議のなかで専門機関と連携を図る。</li> </ul>                                    |

|  |       |  |   |
|--|-------|--|---|
|  | 知井保育所 |  | 通年 <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の受け入れ時の保護者との会話によるチェックや着脱時等、日々の身体チェックにより。早期発見、早期対応に努める。</li> <li>・個人懇談会や家庭訪問など随時行い、保護者との関係構築に努める。</li> <li>・子育て支援課や関係機関また要保護児童実務者会議のなかで専門機関と連携を図る</li> </ul> |
|--|-------|--|---|

### Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

#### 重点課題3 自営業における男女共同参画の推進

| 具体的施策                      | 所管課    | 施策の内容   | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針   |
|----------------------------|--------|---|-----|---|
| (1) 方針決定過程への女性の参画促進        |        |   |     |   |
| 42 家族経営協定の普及               |        | ○ 京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思に基づいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。 |     |   |
|                            | 農業推進課  |   | 実施  | ・新規締結した経営体は無し。夫妻で「認定農業者」や「認定新規就農者」の承認を受ける方も微増しており、経営の主体として女性が関わる体制の支援を引き続き推進したい。                                      |
| 43 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供 |        | ○ 各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。                        |     |   |
|                            | 農業推進課  |   | 実施  | ・市の独自事業として開催はできなかったが、府との連携により女性農業者のネットワーク活動や研修会等が開催され、参加の呼びかけなどを行った。女性による農業経営の拡大は、今後においても重要なキーワードであり、積極的な働きかけを推進していく。 |
|                            | 農山村振興課 |   | 1   | ・女性のみを対象とした研修ではないが、サルの被害対策に関する出前講座を実施し女性農業者の方も積極的に参加してもらうように呼びかけ、一定の女性参加者があった。今後も積極的に女性農業者の参加を呼び掛けていきたい。              |

| (2) 就業条件と環境の整備               |       |  |    |   |
|------------------------------|-------|--|----|---|
| 44 農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発 |       | ○ 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。 |    |   |
|                              | 農業推進課 |  | 実施 | ・ 関係機関との連携により、家族経営協定締結の促進などを通じた役割分担の意識向上を図り、農業者の労働時間や休日等が明確化されるよう働きかけていきたい。 |

#### IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

##### 重点課題1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実

| 具体的施策                          | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針  |
|--------------------------------|-------|--|-----|--|
| (1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援       |       |  |     |  |
| 45 高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援 |       | ○ 高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。 |     |  |
|                                | 高齢福祉課 |  | 実施  | ・単位老人クラブの活動や、各町老人クラブ連合会が行うスポーツ大会等の支援を行い、高齢者同士の仲間づくりや健康づくり等の推進を図った。<br>今後も、地域コミュニティー組織の一つとして、老人クラブの活動を支援していく。 |
|                                | 社会福祉課 |  | 実施  | ・当事者団体の活動支援や精神障がいのある人のグループワークの開催、地域活動支援センターの設置など、障がいのある人が社会参加できるよう多様な手法を提示している。                              |
|                                | 社会教育課 |  | 実施  | ・引き続き、生涯学習の一環事業としての「さくら楽習館」での講座に組み入れる等の工夫を進める。また、聴覚・視覚障がい者の成人講座の実施にあたっては、社会参画につながる内容を意識した取組を進めたい。            |

|                          |       |   |    |   |
|--------------------------|-------|---|----|---|
| 46 高齢者・障がいのある人などの就労支援    |       | <p>○ シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がいのある人の自立や能力向上を進めるための就労支援策の充実に努めます。</p> <p>○ 高齢者雇用対策の推進や、障がいのある人の就労促進に向け、企業などへの働きかけや、就労希望者に対する就労情報の提供を行います。</p> <p>○ 市役所庁内において、障がいのある人の雇用率向上に努めます。</p> |    |   |
|                          | 高齢福祉課 |   | 実施 | <p>・ 高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を活かすとともに、高齢者の社会参加機会や就業機会の確保のため、シルバー人材センターに対する支援を行った。</p> <p>今後、高齢者の生きがいづくりの場の確保の一つとして、同センターへの支援を継続していく。</p> |
|                          | 社会福祉課 |   | 実施 | <p>・ 市内障害者就労支援施設で構成する障害者就労支援ネットワーク会議を開催し、共同受注窓口の開設や事業所見学会などを実施し、利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めている。</p>                                  |
|                          | 人事課   |   | 実施 | <p>・ 法定雇用率を達成できていない状況ではあるが、関係機関との連携を密にして、本人の業務とのマッチング等も考慮し、定期的な状況確認もしながら継続的な雇用に努めている。</p>   |
| 47 高齢者・障がいのある人などの生活の場の拡充 |       | <p>○ 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、グループホームなど生活の場の拡充に努めます。</p>   |    |   |
|                          | 高齢福祉課 |   | 実施 | <p>・ 各関係機関やサービス提供者・地域住民などの協力を得ながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援する地域包括ケアシステムの構築・深化に努めており、今後も必要な検討・調整を行う。</p>                           |



|  |       |  |    |   |
|--|-------|--|----|---|
|  | 社会福祉課 |  | 実施 | ・当事者団体の活動支援や精神障がいのある人のグループワークの開催、地域活動支援センターの設置など、障がいのある人が社会参加できるよう多様な手法を提示している。 |
|--|-------|--|----|---|

| (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 |             |   |    |  |
|----------------------------|-------------|---|----|--|
| 48                         | 権利擁護の推進     | ○ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、地域において安心して自立した生活が送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知・啓発に努め、相談・支援ができる体制づくりを推進します。 |    |  |
|                            | 福祉相談課       |   |    | <p>・ 市民後見人養成講座を修了した18名を対象に、年2回、フォローアップ研修を実施しました。成年後見センター等の支援体制が整っていないため、後見人受任まで至っておりませんが、社会福祉協議会が実施する権利擁護事業の支援員として活動している事例があります。今後、社会福祉協議会の法人後見支援員としての活動も期待されています。</p> <p>また、成年後見制度の利用を促進するために、関係機関が集まって検討する機会を設け、支援体制の整備について協議を重ねてきました。さらに利用を促進するため、相談体制を整備する必要があります。</p> |
|                            | 高齢福祉課       |   | 実施 | <p>・ 相談があった事例で権利擁護の必要性があると考えられる場合は、地域包括支援センターと連携し、訪問・聞き取り等を実施したうえで、必要に応じて権利擁護事業や成年後見制度の利用につなげられる体制づくりに努めている。</p>   |
|                            | 社会福祉課       |   | 実施 | <p>・ 障がい者の成年後見制度利用等の権利擁護に関する支援については、引き続き南丹市障害者基幹相談センターを中心に行う。</p>  |
| 49                         | 各種福祉サービスの充実 | ○ 介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がいのある人などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。                                   |    |  |

|  |       |  |      |   |
|--|-------|--|------|---|
|  | 高齢福祉課 |  | 通年実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市社会福祉協議会や南丹市福祉シルバー人材センター、関係医療機関等と連携しながら、高齢者が地域で自立した生活を続けられるよう、介護予防サービスを提供している。</li> <li>・今後も引き続きサービスを提供するとともに、必要に応じた検討を加え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援していく。</li> </ul> |
|  | 社会福祉課 |  | 実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者福祉のあんない版」を作成し、障がいのある人に制度をわかりやすく周知する取り組みを進めている。</li> </ul>  |

|                |       |   |      |   |
|----------------|-------|---|------|---|
| 50 介護に携わる人材の育成 |       | <p>○ 介護職員初任者研修受講者支援事業の実施や、介護福祉士の資格取得に必要な研修・講習会等の受講に対する支援などを通じ、人材の確保や育成・資質向上を図ります。</p> <p>○ 人材育成に積極的な福祉事業所を府が認証する、きょうと福祉人材育成認証制度への登録や認証取得への取組を、市内の介護保険事業者等に対し啓発・促進します。</p> |      |   |
|                | 人事課   |   | 実施   | <p>・新規採用職員研修として老人福祉施設での実習を追加し、直接福祉に携わる職員以外の職員にも福祉現場の現状を理解させるよう取組んでいる。</p>   |
|                | 高齢福祉課 |   | 通年実施 | <p>・市内の介護人材確保を目的として一定の条件を満たす方を対象に、介護職員初任者研修費用の一部を助成している。</p> <p>また、市内の介護支援専門員に対する研修を市が実施することと併せ、府が実施している研修等の情報を各事業者提供し、従事者のスキルアップにもつなげている。</p> <p>現時点でも介護人材の不足は各事業者を悩ませている問題であり、今後は京都府とも連携しながら、介護人材の確保・定着に向けた取り組みを検討していく。</p> |
| 51 相談体制の充実     |       | <p>○ 福祉事務所に配置している専門相談員や、各町に市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動を積極的に行います。</p>   |      |   |

|  |       |  |      |   |
|--|-------|--|------|---|
|  | 福祉相談課 |  |      | <p>・福祉の総合的な相談窓口として、本人や家族、支援者や関係者から相談を受け付け、相談内容を聞き取ったうえで、専門の窓口や関係機関へ案内します。また、必要に応じて、今後の支援に関する情報提供や福祉サービスの利用調整を目的に、改めて面談の機会を設定します。</p> <p>複数の課題を抱えるケースであれば、相談者の課題解決に向けて、複数の関係機関・支援者が集まり、支援方針について話し合います。</p> |
|  | 高齢福祉課 |  | 通年実施 | <p>・高齢者に関する相談は、主に南丹地域包括支援センターを窓口として対応している。また、認知症や高齢者虐待など専門的な関わりが必要な方については、市を含めた各関係機関と連携して対応している。</p> <p>近年、相談内容の多様化・複雑化が進み、世帯全体の支援を必要とする事例が増加傾向にあるため、市の関係部署とも連携を深めながら、速やかな課題解決に結びつく環境整備が必要と感じている。</p>     |
|  | 社会福祉課 |  | 実施   | <p>・社会福祉課内に南丹市障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員3名を配置するとともに、町単位で身体・知的・精神障害者相談員を各1名（計12名）配置し、情報交換会などを通じて互いに連携することで、すき間のない相談支援体制の確立に努めている。</p>   |

| (3) ひとり親家庭への支援体制の充実 |        |   |    |  |
|---------------------|--------|---|----|--|
| 52 自立促進に向けた支援の充実    |        | ○ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金の助成などの支援を行います。 |    |  |
|                     | 子育て支援課 |   | 実施 | ・福祉医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金については、ひとり親家庭の経済的な負担軽減と生活の安定、親と子の健康の保持、推進に努めた。 |
| 53 相談体制の充実          |        | ○ ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。    |    |  |
|                     | 子育て支援課 |   | 実施 | ・ひとり親の情報交換、生活支援講習会の開催等、ひとり親家庭の自立に向けた支援を展開している。                     |

#### IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

##### 重点課題2 生涯を通じた健康支援

| 具体的施策               | 所管課   | 施策の内容  | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針   |
|---------------------|-------|--|-----|---|
| (1) 男女の健康管理対策の推進    |       |  |     |   |
| 54 妊娠・出産に関する保健指導の充実 |       | <p>○ 妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく子どもの父親やその家族にも教育、啓発に努めます。</p> <p>○ 妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。</p> |     |   |
|                     | 保健医療課 |  | 実施  | ・妊娠届出時に妊婦アンケートを行い、必要時相談や家庭訪問を実施し不安解消や軽減に努めている。妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、子育てや食生活・歯科の知識を深めるように「パパママ教室」を実施している。産前訪問の連携を行い、来所していない妊婦へパパママ教室の案内を行っている。令和2年度から、男性も参加しやすいよう休日の開催を検討している。 |
| 55 不妊に関する相談などの支援    |       | <p>○ 不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。</p>  |     |   |
|                     | 保健医療課 |  | 実施  | ・不妊治療等助成制度や不妊治療に関する情報を広報し、不妊に悩む方への支援を行っている。申請や相談には男女差（女＞男）がみられる。今後も不妊に悩む男女が相談しやすいサポートづくり、不妊治療に関する正しい知識、情報の提供が必要である。   |

| (2) 生涯を通じた健康づくりの支援 |                                   |  |    |   |
|--------------------|-----------------------------------|--|----|---|
| 56                 | 健康づくりのための啓発活動の推進                  | <p>○ 生涯にわたる健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。</p> <p>○ メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。</p> <p>○ 子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及させ、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。</p> |    |   |
|                    | 保健医療課                             |  | 実施 | <p>・ 特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は青壮年期層で低い傾向がみられる。平成26年度から健診を受けやすいよう休日健診を実施している。また、女性特有のがん検診（子宮がん検診）についても、対象年齢の方にクーポン券を配布、受診勧奨や医療機関での受診など受けやすい配慮を行なっている。令和元年度は、集団健診会場に保育ルームを2日間開設した。</p> <p>健康講座を実施し性別問わず幅広い年代に健康に関する知識の普及啓発を実施している。今後も参加しやすいように内容や日程を配慮し継続していく。</p> |
| 57                 | 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性の啓発と、薬物乱用防止対策の推進 | <p>○ 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。</p> <p>○ 薬物乱用の危険性についての啓発や教育など、薬物乱用の根絶に向けた取組を推進します。</p>   |    |   |



|  |       |  |    |  |
|--|-------|--|----|--|
|  | 保健医療課 |  | 実施 | <p>・特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は青壮年期層で低い傾向がみられる。平成26年度から健診を受けやすいよう休日健診を実施している。また、女性特有のがん検診（子宮がん検診）についても、対象年齢の方にクーポン券を配布、受診勧奨や医療機関での受診など受けやすい配慮を行なっている。令和元年度は、集団健診会場に保育ルームを2日間開設した。</p> <p>健康講座を実施し性別問わず幅広い年代に健康に関する知識の普及啓発を実施している。今後も参加しやすいように内容や日程を配慮し継続していく。</p> |
|--|-------|--|----|--|

|                     |       |   |    |   |
|---------------------|-------|---|----|---|
| 58 心身の問題に関する相談体制の充実 |       | ○ 専門職による個別相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談、訪問を継続して実施します。         |    |   |
|                     | 保健医療課 |   | 実施 | ・保健師・心理士・相談員等が連携し相談・訪問を実施している。今後も引き続き実施する。また、心身の問題と相関性がある睡眠講座等を実施し、専門家より具体的な実施方法を学んでもらい、心身の健康に繋がる支援を継続していく。 |
|                     | 人権政策課 |   | 実施 | ・専門のカウンセラーによる「女性相談（フェミニストカウンセリング）」を月2回実施している。   |
| 59 性と生殖に関する意思の尊重    |       | ○ ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。 |    |   |
|                     | 保健医療課 |   | 実施 | ・児童生徒への思春期保健指導に関する教材等の貸し出しを実施し、若いころからの女性の健康や母性に関する啓発を実施している。今後も、学校等と連携し引き続き健康教育や啓発を実施する。                    |

#### IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

##### 重点課題3 あらゆる男女間の暴力の根絶

| 具体的施策                         | 所管課      | 施策の内容   | 回数等 | 実施状況・課題、今後の方針  |
|-------------------------------|----------|---|-----|--|
| (1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発       |          |   |     |  |
| 60 ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発  |          | ○ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けて府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行い、参加者増に努めます。<br>○ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、多様な媒体を活用して啓発に努めます。 |     |  |
|                               | 人権政策課    |   | 実施  | ・ 配偶者等からの暴力をなくす運動期間（11月12日から25日）に、街頭啓発やパープルリボンライトアップ等を実施し、市民啓発を行った。<br>・ 市成人式において新成人に対しDV対策（デートDVや相談窓口等）の広報を行った。 |
| 61 ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた教育の推進 |          | ○ 幼稚園や学校等の人権教育の一環として、ドメスティック・バイオレンスやデートDVの防止に向けた教育を行います。  |     |  |
|                               | 八木中央幼児学園 |   | 通年  | ・ 人権教育の一環として職員の意識を高める。   |
|                               | 園部幼稚園    |   | 通年  | ・ 人に愛され大切にされているという体験や、一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境の中で自分が好きだという自己肯定感を育む。<br>・ 親子人権研修会を通して、親子で触れ合う心地よさを味わえる機会にする。（年1回）   |
|                               | 園部保育所    |   | 通年  | ・ あらゆる暴力を許さないという意識がもてる保育を推進します。  |

|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 城南保育所   |  | 通年 | ・一人一人が大事にされ、自分の思いをはっきり伝え、相手の思いを受け入れられる関係を築いていける集団を育む。                  |
|  | 日吉中央保育所 |  | 通年 | ・子ども同士のやり取りの中で、衝突を見守りつつお互いの話を聞き、自分と相手との思いや考え方の違いが存在することに気付けるよう働きかけている。 |
|  | 胡麻保育所   |  | 通年 | ・友達と遊びや生活を共にする中で、相手の持ちに気付き、自分の気持ちをコントロールしたり、自分の気持ちを言葉で伝えたりできるようにしている。  |
|  | みやま保育所  |  | 通年 | ・パンフレットや刊行物の配布、ポスターの掲示をし啓発、広報につとめる。                                    |
|  | 知井保育所   |  | 通年 | ・パンフレットや刊行物の配布<br>・ポスターの掲示をし啓発、広報につとめる。                                |
|  | 人権政策課   |  | 実施 | ・配偶者等からの暴力をなくす運動期間（11月12日から25日）に、園部高校正門をパープルリボンライトアップを実施し啓発を行った。       |

| (2) 相談支援体制の充実       |       |   |    |  |
|---------------------|-------|---|----|--|
| 62 相談支援体制の充実        |       | <p>○ 相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カード（相談先などを記載したカード）の作成を行うとともに、女性相談事業や警察など関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。</p> <p>○ 男性でも相談しやすい環境の整備に努め、男性の被害者も積極的に相談するよう、啓発に努めます。</p>   |    |  |
|                     | 人権政策課 |   | 実施 | <p>・専門のカウンセラーによる「女性相談（フェミニストカウンセリング）」を月2回実施している。</p> <p>・相談窓口周知のため、市独自の情報カードを作成し、公共機関等（女性トイレなど）に設置。</p> <p>・南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、成人式の記念品にも、市独自の情報カードを添付し、新成人への啓発を行った。</p> |
| (3) 被害者の保護・自立のための支援 |       |   |    |  |
| 63 被害者の保護・自立のための支援  |       | <p>○ 地域の民生委員・児童委員をはじめ、人権や地域福祉等に関わる団体や個人などとも連携して、ドメスティック・バイオレンスの被害者の早期発見と未然防止に努めます。</p> <p>○ 被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。</p> <p>○ ハローワークなどを活用するなど、就労に関する情報提供を行います。</p> <p>○ 経済的に困窮している人に対し、適切な制度の運用による支援を行います。</p> |    |  |
|                     | 人権政策課 |   | 実施 | <p>・被害者が相談しやすいよう女性相談員による対応や相談室への誘導を心掛けている。</p> <p>・相談は、随時電話や面談等により受け付けており、被害者支援につながるよう市役所他部局をはじめ警察や京都府など関係機関との連携・情報共有に努めている。</p>   |

| (4) 被害者に対するカウンセリング等の支援 |       |  |  |            |
|------------------------|-------|--|--|------------|
| 64 加害者に対する再発防止に向けた支援   |       | ○ ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、カウンセリングなどの適切な支援を行い、再発の防止に努めます。 |  |            |
|                        | 人権政策課 |  |  | ・実施出来ていない。 |